

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準

新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和3年10月) 新旧対照表（令和4年4月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																		
2-3-1	<p>3節 一般管理費等</p> <p>2 一般管理費等率の補正</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式によるものとする。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="296 745 1424 955"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>-5.48972</td> <td>59.4977</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \log C_P + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977	7.47%	<p>3節 一般管理費等</p> <p>2 一般管理費等率の補正</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式によるものとする。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1513 745 2641 955"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td><u>23.57%</u></td> <td><u>-4.97802</u></td> <td><u>56.92101</u></td> <td><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \log C_P + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>	一般管理費等率の改定
対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																	
		a	b																																		
一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977	7.47%																																	
対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																	
		a	b																																		
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>																																	